

麻にまつわる観光コンテンツ開発委託仕様書

1. 業務名

麻にまつわる観光コンテンツ開発委託

2. 目的

明和町における産業用大麻の価値向上と地域活性化を促進するため、麻にまつわる魅力的な観光コンテンツを開発し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日(金)

4. 委託業務内容

(1) 業務内容

本業務は麻にまつわる観光コンテンツ開発委託に係る以下の業務を行うものとする。

1. 観光コンテンツの開発

明和町の歴史、文化、伝統を活かした麻にまつわる観光コンテンツ開発。

- ・国指定史跡齋宮跡、伊勢麻の歴史、文化、伝統に関する展示、体験型施設の企画設計
- ・大麻を使ったクラフト体験、ワークショップ、イベント等の企画・運営
- ・麻を使った商品開発、販売

2. 観光ルートの開発

明和町における麻関連施設、観光スポットなどを巡る観光ルート開発。

- ・国指定史跡齋宮跡、伊勢麻関連施設、観光スポットなどの連携
- ・交通アクセス、宿泊施設、飲食店などの情報提供

3. 打合せ、協議

打合せや協議の結果を正確に記録するため、打合せ後、委託先は協議録を作成し提出すること。

(2) 業務完了報告書の提出

業務完了後、以下のいずれか早い日までに提出すること。

- ・事業完了した日から起算して14日を経過した日
- ・令和7年3月21日(金)

(3) 成果品

下記の内容を含む実施報告書・・・1部

- ・観光コンテンツの開発
- ・観光ルートの開発

電子データ (CD-ROM 等)・・・1式

5. 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、スケジュールを作成し、進捗状況を明和町と綿密に報告すること。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じ明和町から随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については明和町の指示に従うこと。
- (3) あらかじめ、明和町と調整したスケジュールで業務を進行すること。
- (4) 業務期間を通して担当できるスタッフを確保すること。

6. 著作権及び著作者人格権

受託者は、受託者が業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を明和町に無償で譲渡する。

7. 再委託

- (1) 受託者は受託業務の全部を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部再委託を希望する場合は、あらかじめ本町の指示に従い、再委託の相手方の商号又は名称および住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性を本町に提出し承認を得なければならない。承認した内容に変更が発生する場合も同様とする。
- (2) 受託者は機密保持等に関して、本調達仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者にも負うよう必要な措置を実施し、本町に報告し、承認を受けること。
- (3) 受託者が本町の承認を得て第三者に業務委託しても、最終的な責任は受託者が負わなければならない。

8. その他

本実施要領に定めのない事項については、明和町と協議するものとする。

担当課名

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上 945

明和町まちづくり戦略課

TEL : 0596-52-7112